



# 林試の森公園マネジメントプラン

令和7年(2025)3月

東京都建設局

# 目次

# はじめに

はじめに

## I 公園の概要……………2

- 1 都市計画の概要
- 2 開園の概要
- 3 主な公園施設
- 4 成り立ち・基本的な性格
- 5 周辺の土地利用・自然環境
- 6 利用概況及び特色
- 7 整備計画等

## II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………6

- 1 目指す姿及び重点取組
- 2 ゾーン別基本方針

## III 図面・写真……………11

- 現況平面図
- 周辺土地利用図(空中写真)
- 周辺土地利用図(地図)
- 占用基準を緩和する区域図
- 園内の写真

## IV 資料編……………14

- 公園の沿革
- 利用状況等データ
- 主な催し物
- 主な活動団体
- 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

# I 公園の概要

## 1 都市計画の概要

名 称	東京都市計画公園第5・5・25号目黒公園
位 置	品川区小山台二丁目地内、目黒区下目黒五丁目地内
面 積	14.2ha
種 別	総合公園
決定告示	(当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号 (最終) 平成31年3月6日 東京都告示第267号

## 2 開園の概要

名 称	都立林試の森公園 (りんしのもりこうえん)
開 園 日	平成元年6月1日
開園面積	123,396.87 m <sup>2</sup> (令和7年2月1日現在)
公園種別	総合公園
所 在 地	目黒区下目黒五丁目、品川区小山台二丁目
アクセス	東急目黒線 (都営地下鉄三田線・東京メトロ南北線乗入) 「武蔵小山」、JR 山手線「渋谷」から東急バス (恵比寿経由) 五反田行き (72 系統) 「林試の森入口」

## 3 主な公園施設

管理事務所、プラタナスの広場、プラタナスの並木、大きな広場、森の広場、デイキャンプ場、出合いの広場、幼児コーナー、ジャブジャブ池、ラクウショウの森、池・流れ、芝生広場、冒険広場、大きなクスノキ

## 園内マップ



## 4 成り立ち・基本的な性格

林試の森公園は、品川、目黒の両区にかかる総合公園である。近隣にある目黒不動尊とともに、林業試験場跡地という特性を生かした緑の拠点となっている。

なお、東京都地域防災計画及び目黒区・品川区地域防災計画において重要な位置付けを持っている。

## 5 周辺の土地利用・自然環境

### (1) 周辺の土地利用

- ・周辺は、一戸建の低層住宅が大半を占める密集市街地である。
- ・近隣の商店街は、目黒通り、武蔵小山駅、目黒不動周辺に形成されている。都市計画上の用途指定は、第二種住居専用地域、住居地域であり、既成商店街を中心に一部近隣商業地域がある。
- ・主要道路は、山手通り（環状6号線）、環状7号線、目黒通り、中原街道であるが、本公園の接道状況は悪く、公道に接するのは敷地の東側（区道幅員5.5m）の一部、北側（幅員0.6～6m）、南側（区道幅員7.5m）の一部であり、他は私道がその大半を占める。
- ・鉄道最寄り駅は、本公園から東急目黒線武蔵小山駅が約600m、東急目黒線不動前駅が約650mである。
- ・本公園から半径3km以内には地区公園、総合公園の公園緑地は存在しておらず、目黒不動（1.81ha）が地域住民の憩いの場として利用されている。
- ・本公園の南側と西側に接する官舎跡地について、品川区と都は「財務省小山台住宅跡地利用方針（平成30年10月）」に基づき、本公園の拡張整備（建設局）、荏原消防署小山出張所の整備（消防庁）、社会福祉施設の整備（品川区）等を進めている。

### (2) 自然環境

- ・武蔵野台地上、豊島台と斜面部に跨がって立地している。豊島台は、海拔高度約20～30mの平坦な台地で山の手台地の一般面とされている。

- ・公園に隣接する羅漢寺川は現在暗渠に改修され、舗装道路（幅員3～6m）となっている。このため、敷地の北側は石積等によって土留（高さ1～2m）されている。
- ・区部の武蔵野台地上では、かつて見られた畑や雑木林はほとんど消滅した。公園、寺社、旧家等の植栽木あるいは残存の樹木が点在している。本公園の周辺も同様であり、かたまりのある樹林は、目黒不動の樹群（タブ-イノデ群集、シラカシ群集-ケヤキ亜群集が現存）だけである。また本公園敷地の北側の谷地は、かつて水田として利用されていたが現在では宅地化している。
- ・本公園の敷地内にみられる良好な樹林は、ほとんどが林業試験場として植栽された樹木からなっており、わずかに斜面部に落葉広葉樹二次林が残存している。
- ・敷地は、標高差約12mで全体として南から北に傾斜し、適度の変化を持っている。地形的には台地上の平坦地、台地から段丘に移行する比較的緩やかな斜面、段丘、中央部の谷地の4つに区分され、昔からの自然地形がそのまま残っている。

## 6 利用概況及び特色

地域の利用者による散策、犬の散歩、スポーツ利用等が中心である。樹木観察を目的とした利用者は広い範囲から訪れている。

### ① 巨樹

100年近くの歴史から、幹回り3mを超える樹木が数多くあり、ケヤキ、クスノキ、ポプラ、スズカケノキなどが空高くスカイラインを構成。なかでも芝生広場の「大きなクスノキ」は圧倒的な景観を呈しておりこの公園のシンボルツリーとなっている。

## ②外国産樹木

園内には約 60 種の外国産樹木があり、チンタオトゲナシニセアカシアなど長い名前をもつものや、トチュウなど聞きなれないものもある。特に東門の一面は外国産針葉樹の見本園的な配植になっている。

## ③珍しい樹木

絶滅危惧種のハナガカシをはじめ、ヨコグラノキ、ナナメノキ、クロキといった日本の珍しい樹木やカイノキ、シナユリノキ、ユサン、アメリカトネリコなど外国産樹木の観察が楽しめる。

## ④野草

林床にもホンチャクソウ、ジュウニヒトエなどの群落をはじめ、キンラン、ムサシアブミ、ヤブレガサといった珍しい植物が見られる。

## ⑤野鳥

オオルリ、キビタキ、カワセミ、サンコウチョウが確認されている。オナガ、シジュウカラはいつでも見られ、流れには、カモ類やコサギが飛来する。

## ⑥デイキャンプ場

小・中学生を中心とした団体がキャンプの体験学習を楽しめる施設。利用人員は 50 人まで、5 月から 10 月まで使える。

## ⑦ジャブジャブ池

低学年までの子供たちが夏、水遊びできるように白御影の石組みをあしらい、滝石からは 3 つのノズルで放水している。

## ⑧池・流れ

ここは昔湿地だったが、今では上池と下池が小水路で結ばれている。ラクウショウの森を背景とした眺めは良く、写生会などに利用され、四季を通して楽しめる。

## ⑨出合いの広場

目黒区と品川区の境に位置する年輪をイメージした模様のある、摺鉢状の広場となっている。

## 7 整備計画等

### (1)林試の森公園整備計画(昭和 63 年)

#### 基本的な考え方

- ・整備計画地は、林業試験場跡地として歴史的経緯をもつ残存樹木が本地の景観及び自然環境をつくりだしている。また、本地周辺の過密な土地利用状況をふまえ、貴重な緑のオアシスとしての拠点を提供し、自然環境の保全に努める。
- ・スポーツ・レクリエーション需要及び災害時の避難場所として応えるため、各種の広場などを配置し、通常時の利用動向に対応しつつ、災害時に円滑にしかも安全に避難が行えるよう配慮した計画とする。このため、地勢条件をふまえ公園内動線、出入口及び広場の確保を図る。
- ・自然観察などの利用とともに、軽スポーツ、健康運動、休憩、散策などの利用が本地では定着しているため、これらの利用形態をふまえた計画とする。

### (2)都立林試の森公園の拡張整備計画(令和2年)

#### 目標

- ・地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実させる
- ・多様な生物の貴重な生息・生育空間となり、自然と親しむみどりの拠点とする
- ・公園の魅力を高め多面的活用を進め、周辺のまちづくりやコミュニティ形成に寄与する

### (3)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

- 1) 優先整備区域「新規事業化区域」：21,800㎡  
品川区小山台二丁目
- 2) 優先整備区域「事業促進区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）  
「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域

## II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

### 1. 目指す姿及び重点取組

#### 目指す姿

東京の骨格となる緑を拡張するとともに、生物多様性の保全や災害時の防災機能の強化を進め、自然豊かな、都市の防災力を支える公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

#### 重点取組

##### (1) 生物多様性の保全と回復

###### 【施策1 緑と環境をまもる】

- 多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施します。希少生物種の保全や特定外来生物対策、生物情報の蓄積などに取り組みます。
- 自然と親しみ、ふれあうイベントの開催やこどものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進します。

##### (2) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

###### 【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

##### (3) 地震防災機能の強化

###### 【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。
- 震災時の避難場所として非常用発電設備や防災照明等の整備を計画的に行います。

##### (4) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

###### 【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

## (5) 公園の拡張整備の推進

### 【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

## (6) 計画的・効果的な事業化

### 【施策5 公園をふやす】

- 都市計画公園・緑地について、防災や環境、レクリエーション等の観点から重要な箇所等を優先して事業化を進め、整備効果を早期に発現させます。

## (7) 特色あるイベント等の充実

### 【施策6 にぎわいをふやす】

- 公園の魅力に光を当てる、特色あるイベントを充実し、賑わいを創出します。
- 地域全体の魅力向上や活性化を視野に、自治体や近隣の文化施設、地元企業等多様な主体と連携した取組を進めます。

## (8) 健康増進に向けた環境の整備

### 【施策7 笑顔をふやす】

- 高齢者をはじめ誰もが気軽に健康増進を図れるように、公園の特性や利用状況を踏まえ、健康遊具の設置やウォーキングコースの設定等を行います。

## (9) インクルーシブな公園の創出

### 【施策8 つながりをふやす】

- 障がいのある子もいない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。

## (10) 管理運営を通じた交流の促進

### 【施策8 つながりをふやす】

- 新たな交流のきっかけとなるボランティア、趣味の活動、地域の伝統行事などへの参加機会の提供や、幅広い世代の来園者が交流できるイベントやプログラムを実施します。

## (11) 地域コミュニティ等の活性化

### 【施策8 つながりをふやす】

- 管理所の改築等の機会を捉え、天候を気にせずこどもたちが遊び、地域の人々が集い、サークル活動など様々な活動や交流を生み出すより身近な空間にしていきます。
- 地域のイベントや演奏やダンス等の様々な自主的な活動の発表の場等としての活用を促進します。

## (12) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

### 【施策9 施設や空間をかえる】

- 障がいのある子もいない子も一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。（再掲）

## (13) サードプレイスとなる環境づくり

### 【施策10 楽しみ方をかえる】

- ベンチやテーブル、デッキの設置とともに、Wi-Fi等を備えるなど、豊かな緑の中でテレワークや勉強等を行うことができる環境を創出します。

## 2. ゾーン別基本方針

凡 例

記号	名称
	A 多目的広場ゾーン
	B 遊戯広場ゾーン
	D 入口広場ゾーン
	I 樹林ゾーン
	L 水辺・親水ゾーン
	N 管理ヤードゾーン
	O 外縁部ゾーン

ゾーン別基本方針図 林試の森公園



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

## ■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

林業試験場跡地として歴史的経緯を持つ樹林が作り出す景観及び自然環境を生かした管理を行っていく。

公園南側の財務省小山台住宅等跡地の取得済み大規模用地については、整備計画を踏まえ、多様な主体と連携した活動の場となる、にぎわいを創出するゾーン、核となる既存の自然環境と連続した緑とふれあう場を創出するゾーンとして整備していく。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラタナスの広場、大きな広場、森の広場、出会いの広場、芝生広場のあるゾーン これらの広場は多数のスポーツ団体に利用されており、出会いの広場は、イベントにも利用されている。緑の中でスポーツや様々な活動が楽しめるよう対応していく。 なお、大きな広場については、東京都地域防災計画で災害時臨時離着陸場候補地に指定されていることから、公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。</li> <li>・デイキャンプ場のあるゾーン 子供たちが、樹林の中での貴重な体験を得る場として、安全で快適な利用に対応していく。</li> </ul>

記号	区分	基本方針
B	遊戯広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冒険広場および幼児コーナーのあるゾーン 子供たちの遊びなどに利用されている。遊具等の点検・補修を重点的に行い、安全で快適な利用に対応していく。</li> </ul>
D	入口広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側の入口のゾーン 公園の豊かな緑へと向かうエントランスとして、花壇や樹木を健全に管理していくとともに、災害時の避難路としての機能を適切に維持する。</li> </ul>
I	樹林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の前身である林業試験場の様々な樹木によって構成される樹林ゾーン 巨樹や珍樹も多く、これを目的として来場する方が多方面から訪れる。ボランティア団体やNPOと協働して樹木の保全を行い、楽しみながら植物について学ぶ場として対応していく。 草地や疎林の中でゆっくりとくつろげ、地域の交流の場となるよう対応していく。 本公園の歴史的な特性を活かし、森林公園の実現を目指して樹林地の育成管理に努めていく。特に貴重木については重点的に維持・保全を図る。また、園内の展示・案内施設を充実し、樹木の基本情報や本園の歴史等を伝えていく。</li> </ul>

記号	区分	基本方針
I	樹林ゾーン	<p>林業試験場時代の多様な植物を保全・活用し、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。</p>
L	水辺・親水ゾーン	<p>・ジャブジャブ池のあるゾーン 池・流れは休憩や散策、景観、生き物の観察に対応していく。ジャブジャブ池は、水と緑にふれあえる空間として、夏季を中心に子供たちの利用を促進していく。</p>
N	管理ヤードゾーン	<p>・管理所周辺のゾーン 利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。</p>
O	外縁部ゾーン	<p>・民有地や公道などに接する公園外縁部 本公園の外縁部で、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。</p>

### Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)

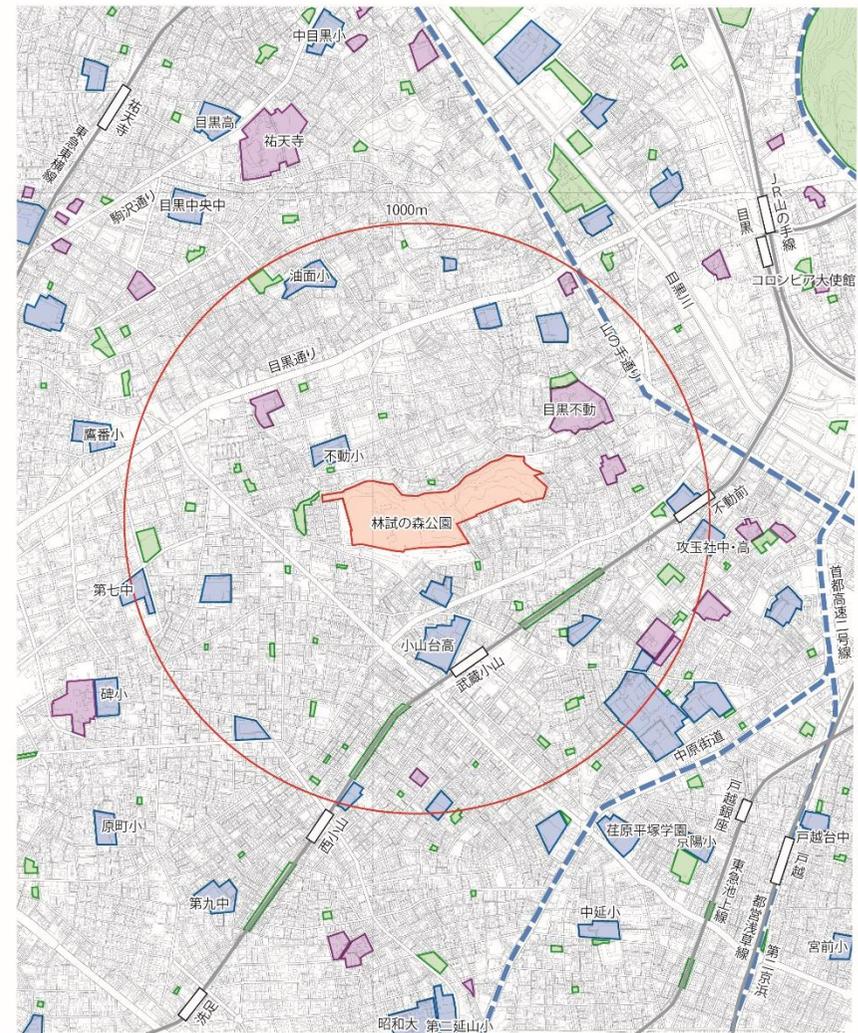
林試の森公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

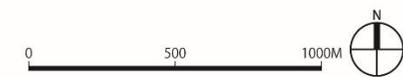
周辺土地利用図(地図)

林試の森公園



この地図は、国土地理院長の承認(平29国開公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



園内の写真



公園内の巨木



カワヅザクラ



じゃぶじゃぶ池



上池周辺

## IV 資料編

### ■公園の沿革

明治 33 年 6 月	農商務省林野整理局目黒試験圃場として使用開始 (その後、林野庁林業試験場として供用)
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
昭和 55 年 5 月	筑波学園都市建設に伴い、林業試験場の移転が決定。 跡地の公園利用を国有財産中央審議会が答申
昭和 58 年 2 月	国が跡地の一部暫定開放を品川区及び目黒区に認め、 両区は「林試の森」として制限開放を開始
昭和 62 年 10 月	国有財産関東地方審議会が、公園としての処分方針を 答申
昭和 62 年 11 月	東京都告示第 1252 号により、都市計画変更
平成元年 6 月	東側部分 1.5ha 及び西側部分 2.5ha の計 4.0ha を開園
平成 2 年 6 月	2.9ha を追加開園
平成 4 年 6 月	中央部を主とした 5.0ha を追加開園
平成 6 年 6 月	0.07ha を追加開園
平成 31 年 3 月	東京都告示第 267 号により、都市計画変更
令和 2 年 3 月	都立林試の森公園の拡張整備計画を決定
令和 5 年 11 月	0.7ha を追加開園
令和 6 年 9 月	0.08ha を追加開園

### ■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成 18 年 12 月	林試の森公園マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月	林試の森公園マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
平成 27 年 3 月	林試の森公園マネジメントプラン改定
令和 4 年 3 月	林試の森公園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和 7 年 3 月	林試の森公園マネジメントプラン改定

## ■ 利用状況等データ

### 1)年間利用者数の推移

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
年間総計(人)	1,257,633	2,885,223	3,144,808	3,017,786	1,126,997

### 2)月別利用者数の推移

5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人) 1,257,633	214,647	197,836	149,800	52,453	36,894	44,909
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	123,054	94,721	76,860	61,858	70,270	134,331

### 3)有料施設の利用状況

年間利用者数(人)

施設名	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
デイキャンプ場	90	151	0	928	1,803
ジャブジャブ池	3,269	1,612	2,143	0	14,429

## ■ 主な活動団体(令和5年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
森のアトリエ	工作教室	6
ユーカリガーデン	花壇管理	7
森ねこいる会	猫の保護活動	25
わん TEAM	犬のマナーアップ活動	30

## ■ 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略(令和3年3月)
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申)  
(令和4年11月)
- ・都市づくりのランドデザイン(平成29年9月)
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画(令和6年3月)
- ・緑確保の総合的な方針(改定)(令和2年7月)
- ・都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月)
- ・東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)
- ・目黒区地域防災計画(令和5年修正)
- ・品川区地域防災計画(令和5年修正)